

No. 1193 (2022. 6. 2)

Go To トラベル事業の経緯と論点

—令和3(2021)年度末の状況—

はじめに

I 経緯

- 1 事業開始前まで(令和2(2020)年7月まで)
- 2 事業開始から一時停止まで(令和2(2020)年末まで)
- 3 事業停止後の動向(令和3(2021)年以降)

II 問題と論点

- 1 制度設計と運営の問題
- 2 事業と感染防止の整合性
おわりに

キーワード: Go To トラベル事業、Go To キャンペーン事業、新型コロナウイルス感染症、COVID-19、県民割

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた観光業界を支援するGo To トラベル事業は、令和2(2020)年7月に開始され、大きな利用実績を上げた。
- ただし、度重なる制度変更、恩恵が及ばなかったとされる事業者の存在など、制度設計や運用面での課題も指摘されている。また、事業と感染防止の整合性も論点となっている。
- 感染状況が落ち着き、事業が再開されるのであれば、これまでの指摘を踏まえながら、これまで以上に観光産業や地域の活性化につなげていくことが期待される。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

国土交通課 まなこ かずや
真子 和也

はじめに

Go To トラベル事業（以下「トラベル事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症による大きな影響（以下「コロナ禍」という。）を受けた観光需要を喚起するため、令和2（2020）年度第1次補正予算にGo To キャンペーン事業の1つとして予算計上された。旅行1泊当たり最大2万円を支援する施策で、令和2（2020）年7月22日から実施された。しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数の拡大や「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言等の発出により、同年12月28日から全国において一時中断されている。令和3（2021）年度末時点では、事業の再開には至っていない。

トラベル事業は、観光関係者からは歓迎され、観光地や観光産業の活性化に寄与した反面、相次ぐ制度改正に伴う混乱など、様々な課題も指摘されてきた。

以下では、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度までの情報を基に、Iにおいてトラベル事業の経緯を振り返り（巻末に略年表を付した。）、IIにおいて問題や論点を整理する。

I 経緯

1 事業開始前まで（令和2（2020）年7月まで）

(1) 令和2年度第1次補正予算の成立前

トラベル事業は、経済産業省が取りまとめるGo To キャンペーン事業（トラベル、イート、イベント、商店街の4事業で構成）の1つとして、令和2年度第1次補正予算に計上された¹。予算額は、4事業合わせて1兆6794億円（うち、トラベル事業は1兆3542億円）であった。これは、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2（2020）年4月7日閣議決定、4月20日変更）に基づく施策である²。

この政策決定に先立ち、一般社団法人日本旅行業協会は、自由民主党及び公明党に5項目の要望を提出した（それぞれ、3月17日及び3月18日）。その1つとして、「毎月1.5兆円と推定される旅行需要の消失を取り返せるような大規模な需要回復キャンペーンの実施」、具体的には、「これまでのふっこう割等をはるかに超える財政規模での実施」を求めた³。3月23日に

* 本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は、令和4（2022）年5月20日である。

¹ 令和2（2020）年のGo To トラベル事業の動向については、会計検査院「第4章第3節 特定検査対象に関する検査状況 第5 サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）の実施状況等について」『令和2年度決算検査報告』pp.619-658。<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy02_09_05.pdf>; 杉山力ほか「「Go To トラベル」事業をめぐる動き」『国土交通 topics』17号, 2021.2, pp.96-123に整理されている。また、鎌倉治子「新型コロナウイルス感染症と経済対策—令和2年度第2次補正予算まで—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1102, 2020.7.7。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11510678_po_1102.pdf?contentNo=1>; 小池拓自「新型コロナウイルス感染症と日本経済一家計及び企業部門への影響と政策対応—」『レファレンス』840号, 2021.1, pp.3-26。（特にpp.10, 21, 24.）<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11623233_po_084002.pdf?contentNo=1>も参照。

² 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策—国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ—」（令和2年4月7日閣議決定）内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200407_taisaku.pdf>; 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策—国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ—」（変更版）（令和2年4月20日閣議決定）同 <https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420_taisaku.pdf>

³ 日本旅行業協会「新型コロナウイルス感染症に関する政府への要望について」2020.3.19。<https://www.jata-net.or.jp/about/release/2020/pdf/200319_newvirusdemandingpaper.pdf> 自由民主党政務調査会国土交通部会には3月17日に、

行われた政府の「第4回新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」では、一般社団法人日本旅館協会会長から旅行需要喚起策の大規模な実施が要望された⁴。3月27日には、公益社団法人日本観光振興協会など6団体が連名で観光庁長官に対し、感染症の収束後、「全国を対象とした今までにない規模の復興割」など、国内観光のV字回復を狙った大胆な対策の実施を求めた⁵。

また、令和2(2020)年第3回経済財政諮問会議(3月31日)においては、感染症終息後の消費需要喚起策として、観光・飲食・イベントなどについて「割引クーポン等インセンティブを効かせた仕組みを活用すべき」との提言が民間議員から行われた⁶。

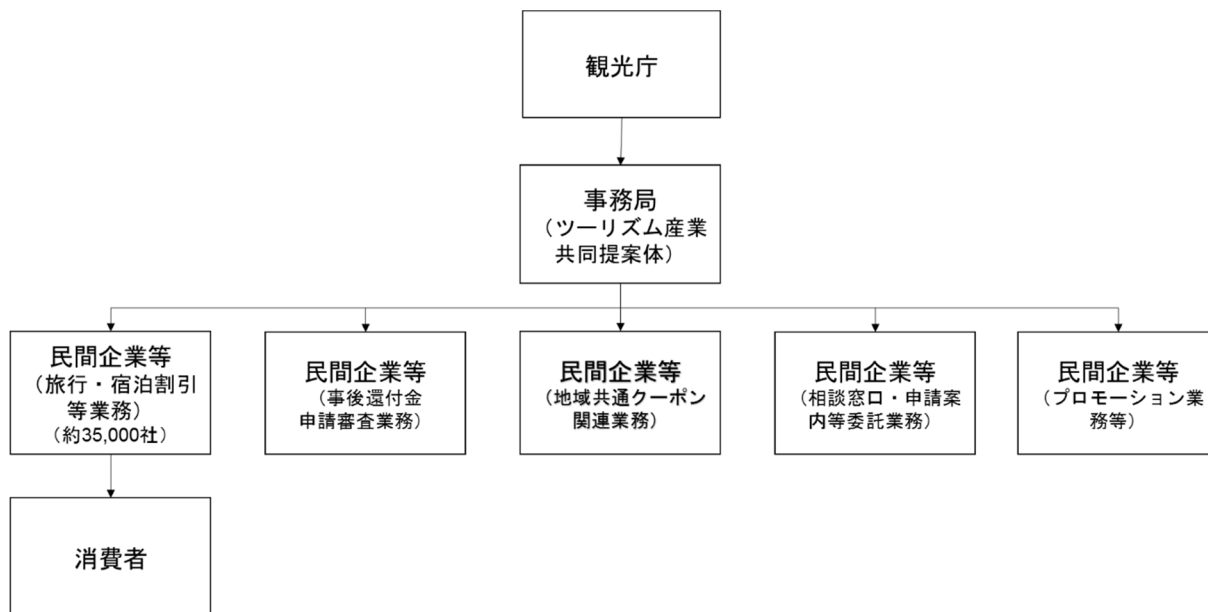
(2) 予算成立後

令和2(2020)年4月30日に第1次補正予算が成立したが、その後になって、4事業の運営事務局となる事業者への委託費が最大で約3095億円と見積もられていることが問題視されるようになった。予算額の2割が事務経費に割り当てられることになり、過大ではないかとの議論が生じたのである⁷。その後、4事業を一体的な事業として1つの事務局とする方式が中止され、事業ごとに事務局に委託する方式となり、トラベル事業の事務局は観光庁が公募することとなった⁸。トラベル事業の事務委託費の上限は2294億円であったが、事務局は「ツーリズム産業共同提案体」⁹が契約の相手方となり、事務委託費は、当初契約額ベースで1866億円となった¹⁰。事業スキーム(資金の流れ)は、図のとおりである。

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部・国土交通部会合同会議には3月18日に、それぞれ要望している。なお、ふっこう割とは、自然災害などで需要の落ち込んだ地域の回復に資するため、公費で旅行代金を割引く取組のこと。

- ⁴ 「北原茂樹氏提出資料」(第4回新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング 資料8) [2020.3.23]. <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/keizaikyoku/04/shiryu_08.pdf>
- ⁵ 日本観光振興協会ほか「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光関係の要望」2020.3.27. <<https://www.nihon-kankou.or.jp/home/userfiles/files/youbouup20200327.pdf>>
- ⁶ 竹森俊平ほか「未曾有の経済危機を克服する対策のとりまとめに向けて」(令和2年第3回経済財政諮問会議 資料1-1)2020.3.31, p.3. <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2020/0331/shiryu_01-1.pdf> なお、この文書では、「終息」という語が使われている。終息は、完全に終わることを意味する。他方、「収束」という語が用いられることも多い。収束は、一定の状況に落ち着くことを意味する(「新型コロナウイルスの「終息」? 「収束」?」2020.7.1. NHK ウェブサイト <<https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/kotoba/term/072.html>>)。本稿では、典拠資料や文脈に応じ、両語を使い分ける。
- ⁷ 例えば、第201回国会衆議院国土交通委員会議録第17号 令和2年6月3日 p.8; 「「最大級」補正 やまぬ批判」『朝日新聞』2020.6.4を参照。なお、2割という設定は、これまでのふっこう割の予算ベースでの事務費を参考にしたとされている。
- ⁸ 農林水産省ほか「令和2年度「需要喚起キャンペーン事業」に係る企画競争募集要領」2020.5.26. 経済産業省ウェブサイト(国立国会図書館インターネット資料保存収集事業(WARP)で保存されたページ) <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11502895/www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2020/downloadfiles/k200526002_01.pdf>; 「企画競争実施の公示」[Go To トラベル事業における運営業務]2020.6.16. 国土交通省ウェブサイト(同上) <<https://warp.da.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/11507742/www.mlit.go.jp/kankochu/content/001348682.pdf>>
- ⁹ 日本旅行業協会、全国旅行業協会、日本観光振興協会、JTB、KNT-CT ホールディングス、日本旅行、東武トップツアーズの7者から成る。
- ¹⁰ 会計検査院 前掲注(1), p.628. なお、事業委託方法の見直しは、経費削減にすぐに結びつくものではなく、各省がより効果的な対策をとることを目指して行われた(「梶山経済産業大臣の定例記者会見の概要」2020.6.16. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2020/20200616001.html>>)。

図 Go To トラベル事業の事業スキーム（資金の流れ）



(出典) 「令和3年度行政事業レビューシート (国土交通省) Go To トラベル事業 (一次補正分)」 (事業番号 2021-経産-20-0437) 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2021/saisyu/0437mlit.xlsx> を基に筆者作成。

なお、事業開始に際しては、いくつかの混乱が生じた。例えば、事業開始時期について、当初は8月上旬で検討が進められていたが、7月10日になって、7月22日から実施することが国土交通省から発表された¹¹。その背景には、観光事業者から連休や夏休みに合わせた需要喚起が求められたことがあったとされている¹²。

その一方、感染が拡大していた東京都については、7月16日の新型コロナウイルス感染症対策分科会 (会長：尾身茂・独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 (当時)) (以下「分科会」という。) による政府への提言に、都発着分を除外してトラベル事業を開始することが明記された¹³。翌7月17日には、国土交通省から対象外となることが発表された¹⁴。この東京都の除外決定に関連し、7月10日から17日までに申し込んだ分のキャンセル料 (旅行の取消しに伴い旅行者が負担することになる取消料) の取扱い方針が二転三転した (最終的には国が旅行業者に取消料に対応する費用を支払うこととした。)

また、トラベル事業は、35%の旅行代金の割引 (上限 14,000 円) と 15%の地域共通クーポン

¹¹ 「赤羽大臣会見要旨」2020.7.10. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin200710.html>>

¹² 室岡祐司「Go To トラベル事業の特徴と政策課題」『日本観光研究学会全国大会学術論文集』35号, 2020.12, p.15. 令和2 (2020) 年に開催予定であった東京五輪のため祝日の移動があり、7月23日から土日も含めて4日間の連休となった。

¹³ 「当面の間は、積極的に東京都から他の道府県への移動及び他の道府県から東京都への移動を支援する GO TO トラベル事業を行うことについては延期すべきである」とされた (「第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」2020.7.16. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/goto_travel_teigen.pdf>)。なお、分科会は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に設けられた有識者会議が開催している (「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」 (平成24年8月3日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定、令和2年7月3日一部改正) 同 <<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi/konkyo.pdf>>)。

¹⁴ 「赤羽大臣会見要旨」2020.7.17. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin200717.html>>

(上限 6,000 円) の発行から構成されていた (表 1 参照) もの、地域共通クーポンの発行は間に合わず、旅行代金の割引のみが先行して開始された (同クーポンの発行は 10 月 1 日から)。

表 1 Go To トラベル事業の概要

事業主体	①旅行代金の割引	②地域共通クーポン ^(注)	最大支援額 (①+②)
国	(割引率) 35% (割引上限額) 14,000 円/泊 (日帰りの場合) 7,000 円	(付与率) 15% (割引上限額) 6,000 円/泊 (日帰りの場合) 3,000 円	(割引率・付与率) 50% (割引上限額) 20,000 円/泊 (日帰りの場合) 10,000 円

(注) 地域共通クーポンの発行は、令和 2 (2020) 年 10 月 1 日から開始された。準備期間 (偽造クーポンの防止、クーポン取扱店舗の審査等) が必要とされたためである。

(出典) 「赤羽大臣会見要旨」2020.7.10. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin200710.html>>; 「Go To トラベル事業」2020.7.15. 観光庁ウェブサイト (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) に保存されたページ) <<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11518114/www.mlit.go.jp/kankocho/content/001351403.pdf>>; 会計検査院「第 4 章第 3 節 特定検査対象に関する検査状況 第 5 サービス産業消費喚起事業 (Go To キャンペーン事業) の実施状況について」『令和 2 年度決算検査報告』pp.623-624. <https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy02_09_05.pdf> を基に筆者作成。

2 事業開始から一時停止まで (令和 2 (2020) 年末まで)

(1) 東京都の参加と制度の変更

トラベル事業の実施の目安について、9 月 11 日の分科会において、感染状況がステージ II (感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階) 以下であることが示された¹⁵。また、政府は、感染状況を見極めながらではあるが、10 月 1 日から東京都発着分を事業に含めることについて、分科会から了解されたとの認識を示した¹⁶。これを踏まえ、国土交通省は、10 月 1 日から東京都を目的地とする旅行及び東京都に居住する者の旅行をトラベル事業の対象とすることを明らかにした¹⁷。

10 月 9 日には、東京都が事業の対象となり利用者が増えたことで一部のオンライン旅行会社 (OTA) に割り当てられた予算が上限に近づいたため、それらの OTA が割引額を引き下げた。その後、観光庁が予算の配分方法を変更し、従前の割引額 (35%割引) が再開されたが、事業者や利用客からは困惑の声が上がった¹⁸。

また、自動車学校やライセンス講習など、合宿型ツアー型商品についても割引の対象とされていた。しかし、ライセンスの取得費用まで補助することとなり、事業目的 (観光振興) にふ

¹⁵ 新型コロナウイルス感染症対策分科会「GO TO トラベル事業及び県を越えての人の移動についての分科会から政府への提言」2020.9.11. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/gototravel_suggestion.pdf>

¹⁶ 「西村内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和 2 年 9 月 11 日」内閣府ウェブサイト (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) に保存されたページ) <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11586975/www.cao.go.jp/minister/1909_y_nishimura/kaiken/20200911kaiken.html>; 「Go To 東京追加表明 西村担当相「今月下旬、最終判断」」『東京新聞』2020.9.12.

¹⁷ 「赤羽大臣会見要旨」2020.9.15. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin200915.html>>; 「赤羽大臣会見要旨」2020.9.18. 同 <<https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin200918.html>>

¹⁸ 「Go To 予算 追加配分」『産経新聞』2020.10.14; 「Go To トラベル予算、追加配分 急ごしらえ 設計に穴」『日本経済新聞』2020.10.14; 「Go To 予算 地域枠撤回」『東京新聞』2020.10.17. 事業開始当初は、予算の 2 割を旅行会社や宿泊施設の前年販売実績に基づき配分し、残りの 8 割を事業者の販売計画を基に割り当てることとされていた。しかし、10 月から東京都発着の旅行が加わり、一部の旅行者に予想以上に申込みが集中した。このほか、地域ごとの枠も設けられていた。なお、代金の割引率の設定に関する観光庁の対応については、会計検査院前掲注(1), pp.633-634 を参照。

さわしくないとの批判が生じたことを受け、11月6日の予約販売分以降、合宿型ツアー型商品や出張（ビジネス）利用は対象外とされた¹⁹。

(2) 分科会の提言と全国一律停止

11月20日、分科会は、一部地域でステージⅢ（感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階）相当の対策が必要な状況に達するとの提言を行った²⁰。これを受け政府は、11月24日、同日以降出発する北海道札幌市・大阪府大阪市を目的地とする旅行へのトラベル事業の適用を一時停止することを公表した²¹。

翌25日、分科会は、ステージⅢ相当の対策が必要な地域から出発する旅行についても一時停止を検討する必要があるという提言を公表した²²。政府は、11月27日、両市発の旅行について一時停止ではなく自粛を呼び掛けた（キャンセル料相当額を事業者に対し国が負担）²³。また、12月1日には、菅義偉内閣総理大臣（当時）及び小池百合子東京都知事が会談し、東京都発着旅行について、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する人を対象に、自粛が呼び掛けられた（12月3日から12月17日まで）²⁴。

その後、全国的な感染の拡大を受け、12月11日、分科会がステージⅢ相当の対策が必要な地域におけるトラベル事業の一時停止を再提言した²⁵。政府は、12月14日に、12月28日から令和3（2021）年1月11日まで全国で一時停止することを決定した²⁶。この決定に至る過程においては、分科会の提言と政府の対応の違いが指摘され（表2参照）、感染拡大が進む中、対応の是非が議論された²⁷。

¹⁹ 「Go To で免許合宿 賛否」『毎日新聞』2020.10.20; 「出張利用・ダイビング免許付き・英会話講習… 観光目的以外 Go To から除外」『朝日新聞』2020.10.30, 夕刊; 「出張や免許取得 Go To 割引除外 「大きな痛手」業者困惑」『産経新聞』2020.11.8; 「Go To トラベル事業の支援対象とする旅行商品の基準・考え方の明確化について」2020.10.29. Go To トラベル事務局ウェブサイト <<https://biz.goto.jata-net.or.jp/info/2020102901.html>>

²⁰ 「現在の感染状況を考えれば、幾つかの都道府県でステージⅢ相当と判断せざるをえない状況に、早晚、至る可能性が高い。こうした感染拡大地域においては、都道府県知事の意見も踏まえ、一部区域の除外を含め、国としてGo To Travel 事業の運用のあり方について、早急に検討して頂きたい。」とされている。新型コロナウイルス感染症対策分科会「私たちの考え—分科会から政府への提言—」2020.11.20, p.3. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_16.pdf>

²¹ 「札幌市又は大阪市を目的地とする旅行に関する当面の措置について」2020.11.24. Go To トラベル事務局ウェブサイト <<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020112401.html>>

²² ステージⅢ相当の対策が必要な地域においては「Go To Travel 事業の一時停止を行うこと。その際、今後の状況に応じて、当該地域からの出発分についても検討すること」が提言された。新型コロナウイルス感染症対策分科会「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」2020.11.25, p.2. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_17.pdf>

²³ 「札幌市又は大阪市内に居住する方のGo To トラベル事業の利用について」2020.11.27. Go To トラベル事務局ウェブサイト <<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020112701.html>>

²⁴ 「東京都知事との会談についての会見」2020.12.1. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/state/ment/2020/1201kaiken.html>; 「東京都に居住する方の旅行及び東京都を目的地とする旅行におけるGo To トラベル事業の利用について」2020.12.3. Go To トラベル事務局ウェブサイト <<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020120301.html>>

²⁵ ステージⅢ相当の対策が必要とされていた地域であって、感染高止まり地域（報告数が高止まりしている地域）及び感染拡大継続地域（報告数が継続して拡大している地域）においてはGo To トラベル事業を一時停止することが提言されている。新型コロナウイルス感染症対策分科会「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」2020.12.11, pp.5, 7. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_18.pdf>

²⁶ 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第49回）議事概要」2020.12.14. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/t_gaiyou_r021214.pdf>

²⁷ 例えば、「社説 Go To の一時停止 後手に回った責任は重い」『毎日新聞』2020.12.15; 「社説 Go To 停止政策を転換する時だ」『朝日新聞』2020.12.16; 「社説 Go To 停止 遅きに失した決断だ」『東京新聞』2020.12.16を参照。また、菅義偉・竹中治堅「菅義偉前総理が語る闘いの1年 優先したのは支持率よりもコロナ対策だっ

表2 令和2(2020)年9~12月における分科会のGo To トラベル事業についての主な提言と政府の対応

分科会の主な提言(要旨)	政府の対応
○ ある都道府県がステージ III 相当と判断された場合には、当該事業に係る感染リスクを総合的に考慮して、当該都道府県を除外することも検討して頂きたい。(9.11)	
○ (ステージ III 相当の) 感染拡大地域においては、都道府県知事の意見も踏まえ、一部区域の除外を含め、国としてGo To トラベル事業の運用のあり方について、早急に検討して頂きたい。(11.20)	○ 政府による札幌市及び大阪市を <u>目的地</u> とする事業の一時停止(11.21 見直し方針、11.24 発表)
○ (ステージ III 相当の対策が必要となる地域においては) 事業の一時停止を行うこと。その際、今後の状況に応じて、当該地域からの <u>出発分</u> についても検討すること。(11.25)	○ 札幌市、大阪市を <u>出発地</u> とする旅行については、一時停止ではなく <u>自粛要請</u> (11.27 発表) ○ 東京都については、 <u>65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する人</u> を対象とした <u>自粛要請</u> (12.1 首相・東京都知事合意)
○ ステージ III 相当の対策が必要な地域では一時停止。(12.11)	○ 全国での年末年始(12/28~1/11)の一時停止(12.14 発表)

(注) 表中の下線は執筆者が追加。

(出典) 新型コロナウイルス感染症対策分科会「GO TO トラベル事業及び県を越えての人の移動についての分科会から政府への提言」2020.9.11. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/gototravel_suggestion.pdf>; 同「私たちの考え—分科会から政府への提言—」2020.11.20. 同 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_16.pdf>; 同「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」2020.11.25. 同 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_17.pdf>; 同「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」2020.12.11. 同 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/seifu_teigen_18.pdf>; 「新型コロナウイルスの感染症対策等についての会見」2020.11.21. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1121kaiken.html>; 「札幌市又は大阪市を目的地とする旅行に関する当面の措置について」2020.11.24. Go To トラベル事務局ウェブサイト <<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020112401.html>>; 「赤羽大臣会見要旨」2020.11.24. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin201124.html>>; 「札幌市又は大阪市に居住する方のGo To トラベル事業の利用について」2020.11.27. Go To トラベル事務局ウェブサイト <<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020112701.html>>; 「東京都知事との会談についての会見」2020.12.1. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1201kaiken.html>; 「Go To トラベルの一時停止及び今年の漢字等についての会見」2020.12.14. 同 <https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1214kaiken02.html> 等を基に筆者作成。

令和3(2021)年1月12日以降も、「緊急事態宣言」の発出等により²⁸、トラベル事業は全て停止されている。なお、トラベル事業は、全国での停止前に、上記の札幌、大阪両市に加え、東京都、愛知県名古屋市、広島県広島市についても一時停止の措置が取られており、その状況は、表3のとおりである。また、トラベル事業開始から全国一時停止まで(令和2(2020)年7月22日から12月28日チェックアウト分まで)の利用実績は表4のとおりであり、少なくとも約5400億円の支援がなされた。

た『中央公論』136(3), 2022.3, pp.90-97; 尾身茂・広野真嗣「東京を抑えなければ感染は終わらない」『文藝春秋』99(2), 2021.2, pp.102-111も参照。

²⁸ 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」2021.1.7. 新型コロナウイルス等感染症対策推進室(内閣官房)ウェブサイト <https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210107.pdf> この緊急事態措置を実施する期間は、令和3(2021)年1月8日から3月21日まで続いた(「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了」2021.3.18. 同 <https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_shuryo_20210319.pdf>)。

表3 令和2(2020)年11~12月におけるGo To トラベル事業の一時停止状況

札幌市	大阪市	東京都	名古屋市	広島市
(着) 11/24~12/27	(着) 11/24~12/27	(着) 12/3~12/27	(着) 12/14~12/27	(着) 12/16~12/27
(発) 11/27~12/27	(発) 11/27~12/27	(発) 12/3~12/27	(発) 12/14~12/27	(発) 12/16~12/27

(注) 表中の(着)は到着地(目的地)とする旅行、(発)は出発地とする旅行を示す。12月28日からは全国で停止されている。東京都の12/3~12/17は、発着とも、高齢者等を対象とした自粛である。なお、(発)は、全て旅行自粛の呼び掛けであった。

(出典) 会計検査院『令和2年度決算検査報告』p.625。<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy02_09_05.pdf>; Go To トラベル事務局ウェブサイト <<https://goto.jata-net.or.jp/>> を基に筆者作成。

表4 令和2(2020)年におけるGo To トラベル事業の利用実績

利用人数	(少なくとも)約8781万人泊
1人泊当たり割引支援額	約4,649円
1人泊当たり旅行代金	約13,282円
支援額	(少なくとも)約5399億円

(出典) 観光庁「Go To トラベル事業における利用実績の推計」[2021.2.10].

<<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001386461.pdf>> を基に筆者作成。

経済対策・予算面では、12月8日閣議決定の追加経済対策「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、事業が令和3(2021)年6月末まで延長されることが決まった²⁹。また、12月11日に令和2年度予算の予備費から新たに3119億円を支出することが決定された³⁰。その後、令和2年度第3次補正予算(令和3(2021)年1月28日成立)において、1兆311億円が計上された³¹。

3 事業停止後の動向(令和3(2021)年以降)

令和3(2021)年3月、政府はトラベル事業の全国での再開が難しいと判断し、トラベル事業とは別の地域観光事業支援として、各都道府県が自らの県民等を対象として独自に行う旅行代金の割引施策(いわゆる県民割)を支援することとした。政府からの補助は、一人当たり最大7,000円(宿泊代金5,000円、クーポン券2,000円、いずれも宿泊1泊当たり)とされ、まずはトラベル事業予算から約3000億円を割り当てることとなった³²。支援期間は4月1日から5月末宿泊分までとされていたが、その後、12月末宿泊分まで延長することが発表された³³。

²⁹ 「Go To トラベル事業は、例えば中小事業者や被災地など観光需要の回復が遅れている事業者・地域へ配慮するとともに、平日への旅行需要の分散化策を講じつつ、制度を段階的に見直しながら延長し、来年6月末までとすることを基本の想定としつつ、感染状況を踏まえ、柔軟に対応する」(「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定) p.33。内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/2020-2/20201208_taisaku.pdf>) とされた。

³⁰ 「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績[令和3年3月23日現在]」財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2020/sy030323.pdf>

³¹ 観光庁「令和2年度観光庁関係第3次補正予算」2020.12。国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/commo/001378024.pdf>> なお、野党は予算の組替えを求めている(第204回国会衆議院予算委員会議録第3号 令和3年1月26日 pp.41-47.)。

³² 「地域観光事業支援の実施について」2021.3.26。観光庁ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000503.html>; 観光庁「地域観光事業支援について」<<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001396281.pdf>>; 「観光割引 国が財政支援 停止判断は自治体任せ」『朝日新聞』2021.3.27。

³³ 「地域観光事業支援における支援措置の追加について」2021.4.23。同上 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_0>

10月に入ると、トラベル事業の再開に向け、旅行会社のツアーや宿泊施設において、ワクチン接種証明などを求める「ワクチン・検査パッケージ」の実証実験が開始された³⁴。岸田文雄内閣総理大臣は、ワクチン接種証明や検査の活用による安全・安心の確保を前提とすること、平日の利用促進を促すことを表明した³⁵。

11月に入ると、令和4(2022)年1月からのトラベル事業再開が検討されていることが明らかとなった。11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、「週末の混雑回避の工夫や中小事業者への配慮の観点から、割引上限額や割引水準、地域共通クーポンの仕組みを含め、制度の段階的な見直しについても検討の上、感染状況や専門家の意見を十分に踏まえつつ、再開に向けた準備を整える」とされた³⁶。これらの考え方を踏まえ、観光庁は同日、「新たなGo To トラベル事業」として、表5のような制度の変更を発表した。この事業の出口戦略として、令和4(2022)年のゴールデンウィーク以降、事業主体を国から都道府県に移管し(国は都道府県の事業に補助)、割引率も上限を縮小して地域の実情に応じて柔軟に設定することで、ソフトランディングすることが目指された³⁷。これに関連し、令和3年度補正予算には、全額国費で賄うことを想定した令和4(2022)年4月分に必要な金額として、約2685億円が計上された(令和3(2021)年度までの予算額として表6参照)³⁸。しかし、令和4(2022)年1月以降、オミクロン株が流行し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第31条の4の規定に基づき「まん延防止等重点措置」に関する公示が行われた³⁹。このような事情のため、本稿執筆時点では、トラベル事業は再開されていない。

その後、まずは4月以降に都道府県が実施する県民割の対象を広げ、県境をまたぐ地域ブロック内の旅行の割引を開始することが表明された⁴⁰。また、ゴールデンウィークにかけての感染状況を踏まえ、トラベル事業の新たなスケジュールを検討する方針であると報じられた⁴¹。

00508.html>;「地域観光事業支援の対象期間の延長及び前売り宿泊・旅行券を活用した県民割への支援の明確化について」2021.4.30. 同 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000509.html>

³⁴ 「観光分野における「ワクチン・検査パッケージ」に関する技術実証を実施します!～対象案件を選定～」2021.10.5. 同上 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000344.html>

³⁵ 第205回国会参議院会議録第4号 令和3年10月13日 p.5;「Go To 平日利用促す 首相、制度見直し意向」『産経新聞』2021.10.17.

³⁶ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定) p.18. <https://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/2021/20211119_taisaku.pdf>

³⁷ 観光庁「今後の観光需要喚起策について」2021.11.19. <<https://www.mlit.go.jp/common/001442046.pdf>> 県民割の支援期間も令和4(2022)年3月10日宿泊分まで延長され、対象に隣県も加えられた。

³⁸ 国土交通省「令和3年度国土交通省関係補正予算の概要」2021.11, p.4. <<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001443127.pdf>>;「【中央官庁だより】異例の予算繰り越し 国交省②」『iJAMP』2021.11.29.

³⁹ 新型コロナウイルス感染症対策本部長「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」2022.1.7. 新型コロナウイルス等感染症対策推進室(内閣官房)ウェブサイト <https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20220107.pdf> このまん延防止等重点措置は、対象地域や期間の延長が行われ、令和4(2022)年1月9日から同年3月21日までとなった(同「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示」2022.3.17. 同 <https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20220317.pdf>)。

⁴⁰ 「岸田内閣総理大臣記者会見」2022.3.16. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0316kaiken.html> 令和3(2021)年11月以降、県民割の対象に隣県も含まれたが、さらに対象を広げブロック単位で支援できるようにするという趣旨である。観光庁の令和4(2022)年3月25日の発表によれば、地域ブロックは、①北海道・東北、②関東、③北陸信越・中部、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄の6つとされ、各ブロック内の都道府県からの県内旅行が補助の対象となった。また、補助要件として、ワクチン接種歴がそれまでの2回から3回に変更されたほか、支援期間が同年4月28日宿泊分まで延長された(観光庁「県民割支援(地域観光事業支援(需要創出))の運用変更について」2022.3.25. <<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001472547.pdf>>)。

⁴¹ 「地域ブロックの旅行割引へ Go To 再開5月以降か」『共同通信』2022.3.16.

表5 新たなGo To トラベル事業の制度設計（都道府県への移管後も含む）

事業主体	①旅行代金の割引	②地域共通クーポン	最大支援額（①+②）
国による事業 （再開時～令和4年GW前）	（割引率）30% （割引上限額）10,000円／泊 （日帰りの場合）3,000円	（平日）3,000円 （休日）1,000円	（割引上限額）13,000円／泊 （日帰りの場合）6,000円
都道府県による事業（令和4年GW後）	（割引率）20%上限 （割引上限額）8,000円／泊上限 （日帰りの場合）2,000円上限	（限度額）3,000円上限	（割引上限額）11,000円／泊上限 （日帰りの場合）5,000円上限

（注）旅行代金の割引上限限度額は、交通付商品のもの。交通付商品以外は、事業主体が国の間は7,000円／泊、都道府県が主体の間は5,000円／泊となる。また、都道府県の移管後は、地域の実情に応じ柔軟に割引率等を設定することとされている。

（出典）観光庁「今後の観光需要喚起策について」[2021.11.19]. <<https://www.mlit.go.jp/common/001442046.pdf>>; 「Go To、1月下旬再開へ 年末年始の感染踏まえ判断—政府」『iJAMP』2021.11.20を基に筆者作成。

表6 Go To トラベル事業予算の推移

（単位：億円）

	R2 補正①	R2 予備費	R2 補正③	R3 補正	合計
予算額	13542	3119	10311	2685	29657
流用額		0	△3299	NA	NA
繰越額		△8471	△7012	NA	NA
執行額		8191	0	NA	NA

（注）流用・繰越・執行額について、令和3（2021）年度中の額は本稿執筆時点で判明していない（Not Available: NA）。

なお、令和2（2020）年度の流用額3299億円は、都道府県が行う旅行代金の割引等を支援する「地域観光事業支援」（県民割）に用いられている。

（出典）「令和3年度行政事業レビューシート（国土交通省）Go To トラベル事業（一次補正分）」（事業番号2021-経産-20-0437）経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2021/saisyu/0437mlit.xlsx>; 「令和3年度行政事業レビューシート（国土交通省）Go To トラベル事業」（事業番号2021-国交-20-0292）国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/common/001412784.xlsx>>; 会計検査院「第4章第3節 特定検査対象に関する検査状況 第5 サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）の実施状況等について」『令和2年度決算検査報告』p.627. <https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy02_09_05.pdf> を基に筆者作成。

II 問題と論点

トラベル事業は、少なくとも約8781万人泊の利用があり、観光需要を大きく喚起したと指摘されている⁴²。その一方、改善が求められるような問題や論点も挙げられている。以下では、制度設計・運営の問題点、トラベル事業と感染防止の整合性に関する論点を整理する。

1 制度設計と運営の問題

（1）制度設計の問題

制度設計の点では、例えば事務局体制は、当初は経済産業省がGo To キャンペーン4事業を一括して委託する方針であったが、高額な委託費が批判され、事業ごとに事務局が設けられ

⁴² 例えば、塩谷英生「期間延長でキャンペーン後の反動抑制へ。観光産業への理解を深める取組みも重要に」『レジャー産業資料』54(1), 2021.1, p.25; 熊野英生「Go To トラベルの効果とルール—混乱しがちな議論を整理する—」2020.12.22. 第一生命経済研究所ウェブサイト <<https://www.dlri.co.jp/pdf/macro/2020/kuma201222ET.pdf>>

ることになった。

事業開始日については、令和2（2020）年8月上旬見込みから7月22日に大幅に前倒しされた結果、事業者の体制整備が間に合わず、当初はいったん旅行客が全額を支払い、その後還付を受けるというスキームで開始された⁴³。地域共通クーポンの発行開始も同年10月となった。

また、高級宿泊施設に予約が集中する一方、低価格を売りとする施設の集客は芳しくなかったとの報道があった⁴⁴。このような見方に対して、観光庁は、1泊当たりの宿泊代金が5,000～10,000円の利用が多く、比較的低価格帯で活用されたとしている⁴⁵。関連して、宿泊客が割引後の価格に慣れてしまう場合、事業終了後にも割引後相当の価格が当然視され、値下げ圧力が高まるのではないかという懸念もあった⁴⁶。

対象となる旅行商品の範囲については、例えば途中から合宿型ツアー等が外された一方、旅行会社からは事前に対象となる旨をトラベル事務局に確認していたとして、不満の声が上がった⁴⁷。

（2）制度運用の問題

制度の運用面では、例えば事業の予算配分について、OTAに利用が集中し、政府は配分を変更した。その一方、OTAではない中小の旅行事業者は苦戦したとされる。特に、団体旅行を主として手掛ける事業者にとっては、トラベル事業による恩恵は乏しかったと報じられている⁴⁸。

また、事業者の資金繰りについて、割引分はいったん事業者が立て替えるが、国からの入金が遅れ、事業者に影響が生じた事例もあった⁴⁹。令和2（2020）年末に行われた札幌市等の5都市に係るトラベル事業の一時停止及びそれに続く全国一律停止についても、国は旅行会社に旅行の取消しに伴い旅行者が負担することになる取消料に対応する費用を支払うこととしたが、会計検査院の決算検査報告では、当該支払った費用が関連業者（食材、清掃などの納入事業者）に対し公平に分配されているかどうか、観光庁が把握していないこと等が指摘された⁵⁰。

不適切な利用もあった。その1つが、旅行者による地域共通クーポンの不正利用である。地域共通クーポンは、紙媒体又は電子媒体で発行されていたが、電子媒体のクーポンは、宿泊予定日の15時以降であれば、旅行予定者はホテル等で宿泊手続を行う前であっても取得・利用で

⁴³ 「還付手続きについて」Go To トラベル事務局ウェブサイト <<https://goto.jata-net.or.jp/jigokanpu/>>; 「「Go To」還付申請 きょうから受け付け」『産経新聞』2020.8.14.

⁴⁴ 「Go To 狂騒曲3 「恩恵 実感しにくい」」『日本経済新聞』2020.11.5; 「制度の見直し 柔軟に」『毎日新聞』2020.11.5.

⁴⁵ 観光庁「Go To トラベル事業における利用価格帯分布（7～10月／宿泊旅行）」（Go To トラベル事業の利用実績等について 別紙3）[2021.2.10]. <<https://www.mlit.go.jp/kankochu/content/001386457.pdf>>; 「「Go To トラベル」実態は」『産経新聞』2020.10.20.

⁴⁶ 例えば、本間准「旅行会社は本業による社会的貢献にどのように取り組むべきか—価格訴求型旅行促進政策 Go To トラベルを事例に—」『観光研究』33(1), 2021.9, pp.125-126. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/jitr/33/1/33_121/pdf-char/ja> なお、このような見方に対し、「Go To が中止されてからも高級施設の稼働が落ち込んでいないケースも見られる」という指摘もある（永山久徳「再びGo To への誤解に」『Travel Journal』59(14), 2022.4.11, p.3.）。

⁴⁷ 例えば、「こちら特報部 中小 元々恩恵乏しく」『東京新聞』2020.11.26.

⁴⁸ 例えば、「Go To から置き去り 「街の旅行会社」の切実な訴え」『週刊東洋経済』6976号, 2021.3.20, p.31. 団体旅行を主とする旅行事業者と同様に、訪日客向けの貸切バス事業者においても、事業の効果はほぼなかったという報道がある（「貸し切りバス 倒産最多 昨年14件 訪日客激減」『朝日新聞』2022.1.29.）。

⁴⁹ 「Go To 立て替え 旅行業者悲鳴」『朝日新聞』2020.10.17; 「Go To トラベルに落胆」『毎日新聞』2020.11.12.

⁵⁰ 会計検査院 前掲注(1); 「アベノマスク検品など21億円 コロナ対策 巨費事業の実態」『東京新聞』2021.11.5, 夕刊; 「Go To 補填 届かぬまま」『読売新聞』2021.11.6. なお、会計検査院の報告書では、トラベル事務局における給付金の取扱いについても指摘されている。

きた。これを悪用し、宿泊を行わずに、電子クーポンのみを取得する事例が相次いだ⁵¹。また、事業者についても、令和3(2021)年12月、ホテル運営会社(JHAT)や旅行会社(ミキ・ツーリスト、ジャパンホリデートラベル)が宿泊の実態がないにもかかわらず補助を請求したことが明らかとなった⁵²。令和4(2022)年2月には、新たに2社(旅工房、トラベル・スタンダード・ジャパン)による不正受給の疑いも明らかとなった⁵³。

2 事業と感染防止の整合性

トラベル事業と感染防止との整合性という点でも、議論があった。トラベル事業により、裾野が広く事業者の特定が困難である観光関連事業者に対し、旅行代金の割引により需要を喚起することで、その恩恵が自然に行き渡ったという指摘がある⁵⁴。これに対し、人の移動を促す側面のあるトラベル事業により感染拡大が生じるリスクを考慮し、旅行代金の割引よりも観光事業者に対し直接給付(所得補償)を行う方がよいのではないかという指摘もある⁵⁵。そもそもトラベル事業は感染終息後に期間限定で行われるべき施策ではないか、という見解もある⁵⁶。

トラベル事業と感染拡大の関係については、様々な議論がある⁵⁷。このような状況において、政府と国民の関係という点では、トラベル事業には人の移動を促す側面がある一方、国や地方自治体からは移動の自粛が要請され、国民の行動に迷いが生じたのではないかという見解⁵⁸があった。今後、トラベル事業が実施されるのであれば、政府・地方自治体・事業者・国民らの間で、適切なリスク・コミュニケーション⁵⁹が行われることも期待されよう⁶⁰。

⁵¹ 会計検査院 前掲注(1), pp.638-639.

⁵² 「Go To トラベルに関する不適切事案に係る調査状況等について」2021.12.28. 観光庁ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/kankoch/topics06_000352.html>; 「HIS 不正受給 6.8 億円」『毎日新聞』2021.12.25.

⁵³ 「Go To トラベルに関する不適切事案に係る調査状況等について」2022.2.4. 同上 <https://www.mlit.go.jp/kankoch/news06_000544.html>; 「Go To トラベルに関する不適切事案に係る調査状況等について」2022.3.4. 同 <https://www.mlit.go.jp/kankoch/news06_000546.html>

⁵⁴ 例えば、加藤史子「Go To トラベルの効用」『日経産業新聞』2020.11.11; 飯田泰之「国内旅行支援でインバウンド損失を補え」『Voice』520号, 2021.4, p.110; 永山久徳「Go To は観光業界の利権か」『Travel Journal』58(22), 2021.6.14, p.3.

⁵⁵ 例えば、小峰隆夫「「Go To」の何が問題だったか」『週刊東洋経済』6964号, 2021.1.23, p.9では、「旅行、外食などの消費者行動には外部不経済があるのだから、むしろこれらの需要は抑制するのが正しい」とした上で、「最も理にかなっていると思うのは、旅行や外食消費に課税し、その税収で業者の所得を直接補填すること」と指摘している。なお、外部不経済は、「通常の経済活動が突然、取引当事者以外へ損失を与える」と説明されている。

⁵⁶ 例えば、「菅官邸 vs 尾身分科会「冷たい戦争」」『FACTA』16(1), 2021.1, p.33. 関連して、小池 前掲注(1), pp.23-24では、「当初の政府方針は、新型コロナウイルス感染症を短期間で収束させた上で、「V字回復フェーズ」として、需要の喚起と社会変革を推進する施策に移行する想定であったが、第2波や第3波が生じ、新型コロナウイルス感染症対策は長期化している。需要喚起策については、感染の収束という前提が変化したことを踏まえ、感染状況に対応した執行、場合によっては見直しが必要になっている」と指摘されている。

⁵⁷ 例えば、永井輝一「観光の再開戦略をどうデザインするか」『CIPPS Information』174号, 2021.3.19. <<https://www.cipps.org/wp-content/uploads/pdf/publications/cipps-information/info174.pdf>>; 「こちら特報部 Go To 再開 二階氏「恐れずに」」『東京新聞』2021.4.8; 永山久徳「Go To は感染拡大の要因か」『Travel Journal』58(26), 2021.7.12, p.3; 越智小枝ほか「2020年8月か9月に旅行に行った者は新型コロナウイルス感染と診断されやすかったか?」『RIETI Discussion Paper Series』No.20-J-043, 2020.12. 独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/20j043.pdf>>; 中田大悟「旅行と新型コロナ感染リスクー第三波前の個票データによる分析ー」『RIETI Discussion Paper Series』No.21-J-001, 2021.1. 同 <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/21j001.pdf>>

⁵⁸ 例えば、「【主張】感染さらに拡大 自衛の努力を徹底しよう」『産経新聞』2020.12.18.

⁵⁹ 「自然災害や事件が起きた際に、行政、専門家、事業者、メディア、市民らが連携・情報共有を行い、リスクを低減させようとする取組み」(「リスク・コミュニケーション」『現代用語の基礎知識 2021年版』(オンラインデータベース「Japan Knowledge Lib」所収))

⁶⁰ 「政策展開に当たっては、国民に正しいメッセージ」を伝えることが重要とされている(小峰 前掲注(55))。

おわりに

令和 2 (2020) 年 3 月に世界保健機関 (World Health Organization: WHO) が新型コロナウイルス感染症をパンデミック (世界的大流行) と発表⁶¹してから、2 年が経過した。この間、人の移動が抑制されたことで、観光産業には大きな影響が生じた。観光産業の日本経済への貢献は大きく、コロナ禍という特異な状況において何らかの支援を行うことには一定の意味があると考えられている⁶²。

このような中で実施されてきた Go To トラベル事業は、旅行需要の喚起につながった一方で、制度設計や運営上の課題、事業と感染防止の整合性といった点で、議論が生じた。

コロナ禍が落ち着き、トラベル事業が再開されるのであれば、これまでに指摘されてきた問題点や課題を考慮しながら、これまで以上に観光産業の活性化や観光地域づくりに寄与する事業となることを期待したい。

もっとも、政府の情報発信だけではなく、国民の対応を疑問視する向きもある。例えば、コロナ禍における日本の経済成長率が諸外国と比べて低くなっているとしながら、その背景に、「感染者数の抑制が最大の関心事で、その増減に一喜一憂していた」国民の姿勢を問うという考え方もある (原忠之「宿泊産業がリーダーシップを取るべき日本版 DMO の開発・運営戦略 (第 17 回) COVID-19 鎖国体制後の DMO 戦略」『月刊ホテル旅館』59(3), 2022.3, p.114.)。また、感染拡大時に一時停止する際の基準をあらかじめ設けておくべきという意見もある (鈴木雄大郎「Go To トラベル再開なら経済効果は前回超える 4 兆円」『エコノミスト』100(15), 2022.4.12, p.82.)。

⁶¹ “WHO Director-General’s opening remarks at the media briefing on COVID-19,” 2020.3.11. World Health Organization website <<https://www.who.int/director-general/speeches/detail/who-director-general-s-opening-remarks-at-the-media-briefing-on-covid-19---11-march-2020>>

⁶² 例えば、「社説 「Go To」補助は必要か」『日本経済新聞』2021.10.25. もっとも、この社説では、費用に見合う効果の有無を考える必要もあると指摘している。

巻末表 Go To トラベル事業に関する主な出来事

年 月 日	出 来 事
<u>令和2 (2020) 年</u>	
4月7日	政府の「緊急経済対策」に感染収束後の旅行等を後押しする支援策が盛り込まれる
4月30日	令和2年度第1次補正予算成立 (Go To キャンペーン事業費 1兆 6794 億円を計上)
6月5日	事務委託費が高額 (3095 億円) とされ、事業ごとに事務局を委託するよう方針転換
7月10日	Go To トラベル事業 (以下、トラベル事業) 事務局が「ツーリズム産業共同提案体」に決定 トラベル事業開始日程が決定 (8月上旬見込みから7月22日に前倒して開始)
7月16日	新型コロナウイルス感染症対策分科会 (以下、分科会) 「第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」
7月17日	東京都発着分を対象外とすることを公表 (7月17日国土交通大臣記者会見)
7月22日	トラベル事業開始
9月11日	分科会「GO TO トラベル事業及び県を越えての人の移動についての分科会から政府への提言」
10月1日	トラベル事業から除外されていた東京都発着分も対象に (事業の本格実施)
11月20日	分科会「私たちの考え—分科会から政府への提言—」
11月24日	札幌市及び大阪市を目的地とする旅行を事業対象外に
11月25日	分科会「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」
11月27日	札幌市及び大阪市から出発する旅行について自粛要請
12月3日	東京都発着分につき、基礎疾患を有する人と65歳以上の高齢者に対する自粛要請
12月8日	「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (閣議決定)
12月11日	分科会「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」 予備費 3119 億円の支出決定
12月14日	トラベル事業の全国一時停止措置を公表 (12月28日～令和3 (2021) 年1月11日まで)
<u>令和3 (2021) 年</u>	
1月7日	1都3県 (東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県) で緊急事態宣言発出 (1月8日～2月7日) トラベル事業も2月7日まで全国で一時停止継続 (その後も緊急事態宣言が3月21日まで延長されたこと等により一時停止が続く)
1月28日	令和2年度第3次補正予算成立 (トラベル事業予算 1兆 311 億円)
3月26日	観光庁「地域観光事業支援の実施について」 4月1日から5月末宿泊分までの地方自治体の割引施策に必要な費用 (約 3000 億円) を支援
4月23日	地域観光事業支援の期間を12月末まで延長すること等を公表
11月19日	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」閣議決定 観光庁「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」策定
12月20日	令和3年度補正予算成立 (トラベル事業予算 2685 億円)
12月28日	観光庁、JHAT 等の不適切事案について公表
<u>令和4 (2022) 年</u>	
3月4日	観光庁、旅工房等の不適切事案について公表
3月25日	観光庁、県民割の運用変更 (地域ブロック単位の補助) を公表

(出典) 国土交通省ウェブサイト等を基に筆者作成。